

平成30年8月6日  
神谷ふれあい館

第1回神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校学校経営検討委員会 次第

- 1 北区教育委員会事務局 田草川教育振興部長 挨拶
- 2 委員自己紹介
- 3 学校経営検討委員会の運営について
  - (1) 設置要綱について
  - (2) 傍聴規程について
  - (3) 委員長・副委員長の選出について
  - (4) 結果等の周知について
- 4 学校経営検討委員会の今後の進め方について
- 5 報告事項  
「新築基本計画等検討委員会」の進捗状況について
- 6 その他

北区  
神谷中サブファミリー  
施設一体型小中一貫校  
全体構想

平成30年3月  
北区教育委員会



# 目次

## 第1章 基本的な考え方

- 1 施設一体型小中一貫校の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 施設一体型小中一貫校の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 指定校制度及び通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 学校ファミリー構想との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 教育内容

- 1 小中一貫教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 学年段階の区切りについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 教科担任制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 部活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 学校行事の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 特別支援学級について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第3章 学校経営

- 1 教職員体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 P T A活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 地域との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 第4章 施設整備

- 1 施設一体型小中一貫校及び公園の配置
  - (1) 敷地面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (2) 施設配置の具体的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 学校の規模及び施設整備内容
  - (1) 児童生徒の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (2) 主な施設整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (3) 主な施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (4) 安全・防災について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (5) 地域拠点としての学校整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - (6) 近隣住環境への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

3	学校施設整備の進め方について	12
4	学校の周辺整備について	13

## 第5章 推進体制及び開校までのスケジュール

1	推進体制	14
2	開校までのスケジュール	15

## ■ 第1章 基本的な考え方 ■

### 1 施設一体型小中一貫校の位置付け

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校（以下「施設一体型小中一貫校」という。）は、北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、神谷中学校サブファミリーを構成する稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校を統合し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第5章の2に定める義務教育学校として位置付けて設置します。

### 2 施設一体型小中一貫校の役割

施設一体型小中一貫校は、すべての区立学校がサブファミリーを基盤として取り組んでいる小中一貫教育のさらなる向上を図るために設置するものです。

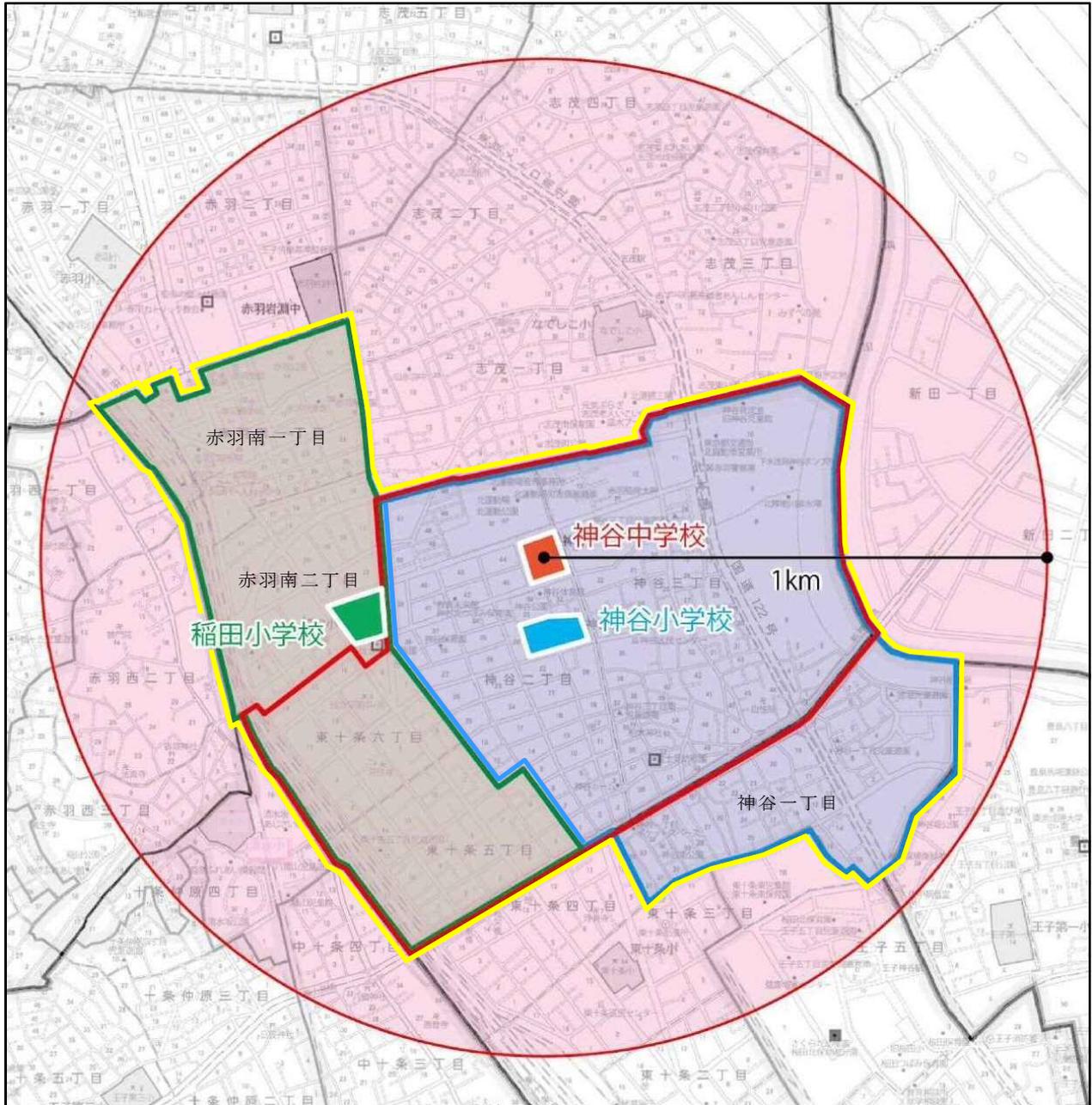
小学校と中学校の義務教育9年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることで、より一層教育内容を充実させ、中1ギャップの解消、子どもの発達の早期化への対応、学力向上等、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指します。

北区における「小中一貫教育の推進役」として、その教育的成果を、他の区立小・中学校に活用することにより、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図ります。

### 3 指定校制度及び通学区域

施設一体型小中一貫校は、「地域の子どもは地域で育てる」という考え方に基づき、住所地により学校を定める指定校制度を基本とします。通学区域については、小中一貫校であることを踏まえて、現在、赤羽岩淵中学校が指定校の赤羽南一丁目、赤羽南二丁目及び王子桜中学校が指定校である神谷一丁目を施設一体型小中一貫校の通学区域に組み入れ、現神谷小学校と現稲田小学校の通学区域と一致させることとします。なお、組み入れた通学区域に係る指定校変更について配慮します。

## 【通学区域】



 施設一体型小中一貫校通学区域

### 4 学校ファミリー構想との関係

施設一体型小中一貫校は、学校ファミリー構想のもと、これまで同様に12のサブファミリーの一つに位置付けます。

## ■ 第2章 教育内容 ■

### 1 小中一貫教育の推進

施設一体型小中一貫校は、北区小中一貫教育基本方針、北区小中一貫教育実施方針策定基準、北区小中一貫教育カリキュラム及び北区保幼小接続期カリキュラム等を踏まえ、9年間にわたる一貫した教育目標のもと、就学前教育との連続性に配慮し、児童・生徒の発達段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を推進していきます。施設一体型であることの長所を最大限に生かし、新たな教育課題に積極的に取り組みます。

### 2 学年段階の区切りについて

施設一体型小中一貫校の学年段階の区切りについては、区内外の他の小・中学校との調和を図ることや、北区の全区立学校が共通した小中一貫教育カリキュラムを推進していることを考慮し、6－3制を基本とします。

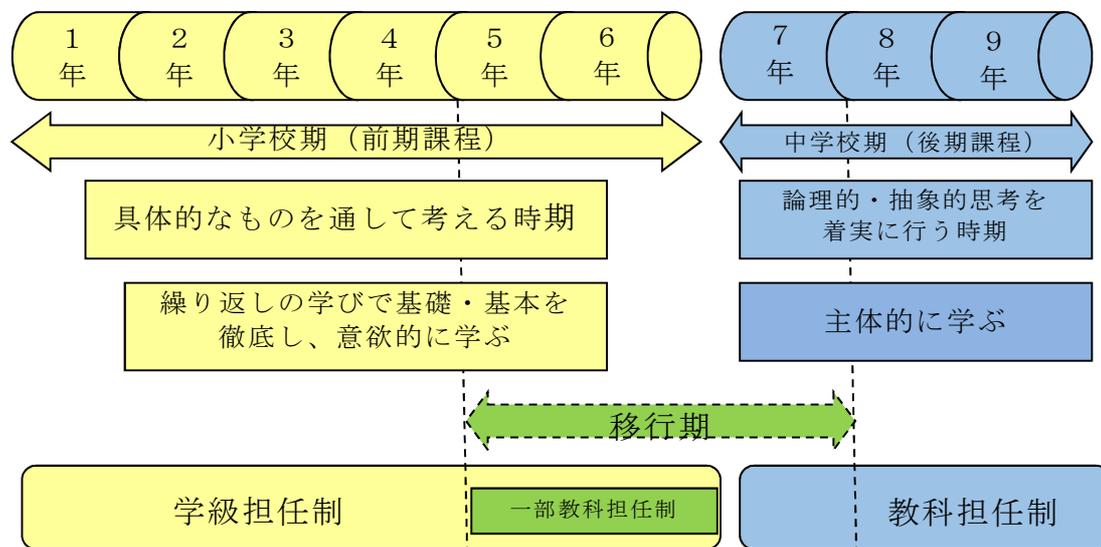
ただし、先行自治体で実施されている4－3－2制、4－5制、5－4制等の長所を可能な範囲で取り入れていきます。

### 3 教科担任制について

施設一体型小中一貫校は、中学校（後期課程）の移行期であることを踏まえ、小学校高学年（5年生・6年生）を対象として、教科担任制の導入を図ることとします。例えば国語・算数・理科・社会・体育・外国語活動（英語）等が考えられ、後期課程の教員が指導できるようにします。

## < 学年段階の区切りと教科担任制 >

北区教育委員会では、義務教育9年間にわたる一貫した教育課程と教育環境のもとで、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成するため、北区小中一貫教育カリキュラムを策定している。



## 4 部活動について

施設一体型小中一貫校は、部活動の活性化や授業以外での児童・生徒の相互交流による健全育成を目指し、小学校高学年（5年生・6年生）について、部活動への参加を図ります。ただし、体力的な差異等への配慮など、実施にあたっては十分な検討を行います。

部活動の顧問については、中学校や小学校の教員のみならず、「教員の働き方改革」などの国の動向を踏まえて外部指導員の活用などを検討し、部活動の種類や指導内容の充実を図ります。

## 5 学校行事の実施について

学校行事（儀式的行事、文化的行事、体育的行事）については、施設規模による制限等があるものの、いずれの行事についても小学校（前期課程）と中学校（後期課程）が合同で実施することを基本とします。ただし、行事の内容や目的により、5年生～7年生の3学年での実施や、1年生～4年生と5年生～9年生に分けた実施等、施設一体型小中一貫校ならではの創意工夫により学校行事を実施します。

## 6 特別支援学級について

施設一体型小中一貫校の特徴を生かし、配慮が必要な児童生徒のために、よりきめ細やかな切れ目ない支援や円滑な移行支援を就学前から高校進学まで提供するとともに、すべての子どもたちが交流や共同学習を通じて、ともに学び認め合う学校を実現するために、特別支援学級を設置します。設置するにあたっては、第三次特別支援教育推進計画を踏まえることとします。

## ■ 第3章 学校経営 ■

### 1 教職員体制について

施設一体型小中一貫校には、国・都の基準に基づき教職員を配置します。校長・副校長の配置については、全体を統括する校長1名、小学校の教育課程（前期課程）を管轄する副校長1名、中学校の教育課程（後期課程）を管轄する副校長1名、小学校の教育課程と中学校の教育課程の円滑な連携・運営を図るためのコーディネーター役となる副校長1名の配置といった複数の副校長を配置します。これにより、一人の校長のもと、教職員が一体となり、学習面や生活面の一貫した指導を行います。

また、すべての教員が、必要に応じて全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることができる体制を整備し、学校全体で1人ひとりをきめ細かく指導します。1～9年生の相互乗り入れ授業や5・6年生における教科担任制の導入を図ります。

### 2 P T A活動について

P T Aのあり方については、任意団体であることから、設置校の保護者や地域の意見を十分に踏まえる必要があります。

施設一体型小中一貫校は、一つの学校として教育活動に取り組むことを目的としているため、P T A活動についても出来る限り小学校（前期課程）と中学校（後期課程）が合同で活動することが望ましいと考えています。P T A会長等役員の負担を軽減するための体制づくりや合同でのP T A活動を支援するための環境整備について検討します。

### 3 地域との連携について

施設一体型小中一貫校は、地域の思いや考えを教育活動に反映させ、地域と一体となった学校運営を推進するため、学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）として設置します。

## ■ 第4章 施設整備 ■

### 1 施設一体型小中一貫校及び公園の配置

施設配置については、良好な教育環境の確保のもと、安全性の確保、十分な広さのグラウンドの確保、授業時間の確保、児童・生徒の負担軽減等及び公園機能の向上などを踏まえて、神谷小学校、神谷中学校、神谷公園、神谷体育館の敷地を活用して下図の施設配置とします。



#### (1) 敷地面積

##### ① 新たな施設一体型小中一貫校

現神谷小学校、神谷公園、神谷体育館敷地及び現神谷中学校敷地の一部  
約16,000㎡

- ・北側敷地（神谷二丁目46-13） 約3,400㎡
- ・南側敷地（神谷二丁目30-5、33-6） 約12,600㎡

② 新たな都市計画公園 約4,000㎡

※ 新たな敷地面積は、敷地測量及び現神谷公園の移設手続き完了後に分筆、確定します。

## (2) 施設配置の具体的な考え方

### ① 安全性の確保

校舎（管理諸室等）をグラウンドに隣接した位置とし、児童生徒の見守りに配慮するとともに、救急時や災害時に備えてスムーズな動線を確保します。

### ② 十分な広さのグラウンドの確保

小学校（前期課程）と中学校（後期課程）が合同で実施する行事等に柔軟に対応するため、また、授業や部活動に十分な広さを確保するため、1つの大きなグラウンドにします。

### ③ 授業時間の確保

児童生徒は、5分から10分の短い休み時間に、日々の時間割に沿って普通教室から特別教室へ移動し、あるいは着替えを済ませてグラウンドや体育館に集合します。このため、普通教室とグラウンド及び各諸室は可能な限り近づけ、児童生徒が円滑かつ安全に移動できる配置とします。

### ④ 児童・生徒の負担軽減等

学校施設の新築にあたり、現神谷小学校と現神谷中学校について、いわゆる「居ながら改築」が可能な施設配置とします。これにより、仮校舎への移転や通学区の変更などを行うことが不要となり、児童・生徒への負担を軽減することができます。

### ⑤ 公園機能の向上

現神谷公園は、設置後79年を経過しており、施設の老朽化も見られることから、移転を機に北運動公園一帯の災害時の安全性の向上を図るとともに、公園面積を拡充して、誰もが安全に楽しく利用できる公園整備を行います。

## 2 学校の規模及び施設整備内容

現稲田小学校と現神谷小学校の学区域を新たな学区域として、今後5年間の児童生徒数推移に基づき、学校施設の規模を検討します。なお、基本設計の最終段階において、直近の児童生徒数の推移に基づき再度検証を行います。

### (1) 児童生徒の推移（平成29年度～平成34年度）

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
神谷小学校	352人	391人	412人	454人	489人	525人
稲田小学校	222人	251人	283人	301人	329人	327人
神谷中学校	155人	151人	157人	170人	191人	212人
合計	729人	793人	852人	925人	1,009人	1,064人

（「平成29年度東京都教育人口等推計」より抜粋）

※ 上記の児童生徒数には、新たに通学区域に組み入れる予定の赤羽南一丁目、赤羽南二丁目及び神谷一丁目の児童生徒数は含まれていません。

### (2) 主な施設整備

施設	内 訳	面積
普通教室	1～6年生 24教室 7～9年生 9教室	約2,200㎡
特別支援学級	特別支援学級 (前期課程と後期課程にそれぞれ設置) 特別支援教室 (前期課程と後期課程にそれぞれ設置)	約400㎡
特別教室	理科室、美術室、音楽室、家庭 科室、図書館、ランチルーム等	約4,000㎡
多目的室	グループ学習・習熟度別学習等 (転用可能教室)	約400㎡
管理諸室	職員室、会議室、昇降、更衣室、 機械室、防災備蓄室等	約3,000㎡
放課後子ども総合プラン	学童クラブ、放課後ルーム	約500㎡
体育館	メインアリーナ、サブアリーナ 武道場	約1,700㎡
共有部分	廊下、階段、トイレ等	約3,800㎡
全体床面積		約16,000㎡

運動場	約8,500㎡
-----	---------

※ 施設の面積は目安であり、設計の段階で変更があります。

### (3) 主な施設について

- 普通教室 ⇒ 9年間の一体感を生み出す配置、動線を設定します。  
普通教室と各諸室は可能な限り近づけ、児童生徒が円滑に移動できる配置とします。
- 特別教室 ⇒ 相互乗り入れ授業や教科担任制の導入など、小学校と中学校が共用することを検討したうえで、その活動に十分な特別教室をできるだけアクセスしやすい位置に整備します。
- 図書館 ⇒ すべての児童生徒が利用しやすい位置とし、メディアセンターとして十分な広さを確保します。
- 管理諸室 ⇒ 校長・副校長のもと学習指導、生活指導にあたるため、職員室は1つに集約します。また、保健室や相談室、倉庫などのスペースも小中一貫教育の効果を発揮するための十分な広さを確保します。
- PTA室 ⇒ コミュニティ・スクールを導入するため、小中合同の学校運営に必要な会議室等を整備します。
- 放課後子ども総合プラン施設 ⇒ 学童クラブ・放課後ルームについては、事業の運営に必要な施設環境を整備します。
- 体育館 ⇒ 複数の学年、クラスの利用、小中合同の行事や部活動等にもフレキシブルに対応ができる十分な広さを確保し、かつ、児童生徒からアクセスしやすい位置に配置します。
- グラウンド ⇒ 1年生から9年生までの活動に十分な広さを確保します。また、低学年の遊び場として安全性にも配慮した整備、運用を行います。なお、放課後の部活動とわくわくひろばが安全に活動できるよう整備します。
- プール ⇒ 夏季において1年生から9年生までが余裕をもって活動できるような施設整備を行います。

### (4) 安全・防災について

- ① 職員室等の管理諸室は児童・生徒を見守れる配置とし、運動場からの距離など緊急時の対応に配慮した整備を行います。このため、教職員や児童生徒がスムーズに移動できる円滑な動線を確保します。
- ② 防災備蓄倉庫や防災資器材倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチ、非常用発電機などを設置します。

- ③ 雨水流出抑制施設を含め災害を未然に防止する対策を検討するなど、隣接する公園と一体的な防災拠点としての機能の確保を図ります。

(5) 地域拠点としての学校整備について

- ① 学校ファミリー活動の推進をはじめ、P T A、青少年地区委員会、ボランティア団体等、各種団体の活動の場であることに配慮した整備を図ります。また、生涯学習の拠点として文化・スポーツ活動やコミュニティ活動等の場となるよう、学校の地域利用を前提とした整備を図ります。
- ② 地域の特色をできるだけ取り入れるとともに、緑化対策やエコスクールなど地域環境と調和した学校施設整備を進めます。

(6) 近隣住環境への配慮

- ① 歩行者空間の拡大など公開空地の整備、緑化の充実、新たな公園と学校機能との連携のほか、建物の意匠についても配慮します。
- ② 現在都市計画公園がある位置に校舎を建設するため、小中一貫校としての良好な教育環境を確保しつつ、周辺住環境の変化にできる限り配慮します。

### 3 学校施設整備の進め方について

想定している施設配置は、現神谷小学校と現神谷中学校についていわゆる「居ながら改築」が可能となります。基本設計にあたっては、現校舎棟及び体育館を引き続き使用することを前提として検討を進めます。

現時点で想定されるスケジュールは、以下のとおりです。

平成30年度 基本設計

平成31年度 実施設計

神谷体育館の解体工事及び神谷公園施設の撤去工事

平成32年度～平成34年度

校舎の新築工事

平成35年度 神谷小学校の既存校舎等の解体⇒グラウンド整備

神谷中学校の既存校舎等の解体⇒公園整備

平成36年度 工事完了

#### 4 学校の周辺整備について

施設一体型小中一貫校の設置にあたり、歩行者空間の確保、公開空地の整備、緑化の充実等を図り、沿道や地域景観に配慮した工夫を行います。あわせて、地域の防災拠点として位置付け、防災機能及び避難所機能の充実を図ります。

また、学校運営の更なる充実を図るため、現神谷公園西側に隣接する都有地の取得について積極的に検討します。



## ■ 第5章 推進体制及び開校までのスケジュール ■

### 1 推進体制

施設一体型小中一貫校の推進体制は、以下のとおりとします。

組織名	主な検討事項	構成
学校経営検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校名、校歌、校章等に関する事</li> <li>○教職員体制に関する事</li> <li>○PTA活動に関する事</li> <li>○地域との連携に関する事</li> <li>○通学区域、通学路の安全に関する事</li> <li>○計画全体の進捗状況に関する事</li> <li>○その他学校経営に関する事</li> </ul>	<p><b>【委員長】</b> 自治会・町会長</p> <p><b>【委員】</b> 各自治会・町会代表 各青少年地区委員会代表 小中学校PTA代表 小中学校代表 各校スクールコーディネーター 区職員</p>
カリキュラム検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育システムに関する事</li> <li>○カリキュラムに関する事</li> <li>○学校行事に関する事</li> <li>○特別支援教育に関する事</li> <li>○その他教育内容に関する事</li> </ul>	<p><b>【委員長】</b> 学識経験者</p> <p><b>【委員】</b> 小中学校長会等</p>
新築基本計画等検討委員会	○新築基本計画、基本設計及び実施設計に関する事	<b>【委員】</b> 区職員
新築基本設計ワークショップ	○新築基本設計に伴う整備コンセプトや配置・平面プランに関する事	<b>【メンバー】</b> 町会・自治会 PTA 学校 ほか
<p>基本設計の検討にあたっては、他委員会に意見を聴取し、検討の経過や結果を説明するなど、十分な連携を図るとともに、適宜地域住民を対象とした説明会を開催します。</p>		

## 2 開校までのスケジュール

現時点で想定されるスケジュールは、以下のとおりとします。

組織名	H30年度 (2018年度)	H31年度 (2019年度)	H32年度 (2020年度)	H33年度 (2021年度)	H34年度 (2022年度)	H35年度 (2023年度)	H36年度 (2024年度)
学校経営検討委員会	校名、校歌、校章、教職員体制、PTA活動等 →					新校開設	グラウンド開設
カリキュラム検討委員会	教育システム、カリキュラム、部活動、学校行事等 →						
新築基本計画等検討委員会	新築基本計画、基本設計 →		(実施設計・工事) →				
	新築基本設計ワークショップ →						

### 【参考】

公園整備に係るスケジュール

施設名	H30年度 (2018年度)	H31年度 (2019年度)	H32年度 (2020年度)	H33年度 (2021年度)	H34年度 (2022年度)	H35年度 (2023年度)	H36年度 (2024年度)
神谷公園	都市計画変更 →				設計等・工事 →		新公園開設



北区  
神谷中サブファミリー  
施設一体型小中一貫校  
全体構想

刊行物登録番号 29-1-137

発行年月 平成30年3月

発行 北区教育委員会事務局教育振興部教育政策課  
〒114-8546 北区滝野川2丁目52番10号  
電話 03-3908-9279

神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校に係る  
検討委員会設置要綱

30北教教政第1297号  
平成30年6月4日  
教 育 長 決 裁

(目的)

第1条 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の開校を円滑に推進するため、専門分野別に検討委員会を設置し検討課題に取り組むとともに、相互連携により情報の一元化を図るものとする。

(検討委員会)

第2条 設置する検討委員会は、神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校学校経営検討委員会（以下「学校経営検討委員会」という。）及び神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校カリキュラム検討委員会（以下「カリキュラム検討委員会」という。）とする。

(学校経営検討委員会の検討事項)

第3条 学校経営検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 校名、校歌及び校章に関する事。
- (2) 教職員体制に関する事。
- (3) P T A活動に関する事。
- (4) 地域との連携に関する事。
- (5) 通学区域及び通学路の安全に関する事。
- (6) 学校指定用品に関する事。
- (7) 計画全体の進捗状況に関する事。
- (8) その他学校経営に関して必要な事。

(学校経営検討委員会の構成)

第4条 学校経営検討委員会は、別表に掲げる各町会・自治会からの推薦委員1名以内、各青少年地区委員会からの推薦委員1名以内、各小中学校P T Aからの推薦委員2名以内、各小中学校のスクールコーディネーターからの推薦委員2名以内、各小中学校の校長及び副校長並びに区に勤務する職員2名以内の委員をもって構成する。

(カリキュラム検討委員会の検討事項)

第5条 カリキュラム検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 教育システムに関すること。
- (2) カリキュラムに関すること。
- (3) 学校行事に関すること。
- (4) 特別支援教育に関すること。
- (5) 部活動に関すること。
- (6) その他教育内容に関すること。

(カリキュラム検討委員会の構成)

第6条 カリキュラム検討委員会は、学識経験者2名以内並びに小中学校の校長、副校長及び教員12名以内並びに区に勤務する職員3名以内の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第7条 学校経営検討委員会及びカリキュラム検討委員会(以下単に「委員会」という。)の委員の任期は、第1回目の委員会の招集の日から、委員会が解散した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長の指名による。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、原則として公開とする。ただし、検討事項の内容により委員長が委員会に諮って非公開とする場合がある。
- 3 会議を欠席する委員は、委員長の許可を得て代理の者を会議に出席させることができる。
- 4 委員会は、委員長が必要であると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。
- 5 委員会の傍聴に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

(定足数)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第11条 委員会に部会を置くことができる。

(事務局)

第12条 学校経営検討委員会の事務は教育政策課が、カリキュラム検討委員会の事務は教育指導課がそれぞれ処理をする。

2 委員会の第1回目の招集は、事務局が行うものとする。

(委員会の解散)

第13条 委員会は、検討事項について結論を得て、検討が終わったときに解散する。

(その他)

第14条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

別表（第4条関係）

	所 属
町会・自治会	神谷一丁目町会
	神谷二丁目南町会
	神谷二丁目中町会
	神谷二丁目北町会
	神谷三丁目町会
	神谷新生自治会
	富士自治会
	神谷堀公園ハイツ自治会
	神谷二丁目12号棟自治会
	赤羽南自治会
	赤羽南一丁目団地自治会
	東十条5丁目町会
	東十条6丁目町会
	青少年 地区委員会
青少年赤羽地区委員会	
青少年東十条地区委員会	
小中学校 PTA	神谷小学校PTA
	稲田小学校PTA
	神谷中学校PTA
スクールコー ディネーター	神谷小スクールコーディネーター
	稲田小スクールコーディネーター
	神谷中スクールコーディネーター
小中学校	神谷小学校校長
	神谷小学校副校長
	稲田小学校校長
	稲田小学校副校長
	神谷中学校校長
	神谷中学校副校長
区職員	教育振興部長
	子ども未来部長

## 神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校開校に係る検討委員会傍聴規程

30 北教教政第1297号  
平成30年6月4日  
教 育 長 決 裁

## (対象となる委員会)

第1条 この傍聴規程の対象となる検討委員会は、神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校学校経営検討委員会及び神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校カリキュラム検討委員会（以下「検討委員会」という。）とする。

## (趣旨)

第2条 この規程は、検討委員会の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (傍聴の人数)

第3条 傍聴人の人数は、各会場の収容人員に応じて、委員長が決定する。

## (傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、検討委員会の委員長（以下「委員長」という。）に自己の住所及び氏名を申し出て、傍聴受付簿（第1号様式）に必要事項を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により傍聴受付簿に記入した者の数が、第2条の規定により委員長が決定した人数を超えるときは、当該記入した者の中から抽選により、傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は係員に傍聴券を呈示し、傍聴席につかなければならない。

4 傍聴人は傍聴を終え、退出するときは、傍聴券を係員に返還しなければならない。

## (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴席にある者は静粛を旨とし、次に掲げる事項をしてはならない。

(1) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表すること

(2) 私語、雑談、又は騒ぎ立てる等他人の迷惑となる行為をすること。

(3) みだりに傍聴席を離れること。

(4) 飲食又は喫煙をすること。

(5) 前各号のほか、会議を妨害し、又は会議の秩序を乱すような行為をすること。

## (撮影・録音の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの規程に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これに退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第8条 委員長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

2 協議会において会議を公開しないこととしたときは、傍聴人は、委員長の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

第1号様式  
傍聴受付簿

年 月 日

受付番号	氏名	住所	抽選結果

(注意) 本簿に記入されても、記入者が定員を超えた場合又は会議が非公開となった場合は、傍聴できないことがあります。あらかじめご了承ください。

## 結果等の周知

- 1 「学校経営検討委員会だより」
  - 事務局が「学校経営検討委員会だより（案）」を作成し、委員長に確認していただいたうえで、各委員へ送付します。
  - 神谷中サブファミリー内にお住いの皆さまへは、町会・自治会の回覧板、掲示板によりお知らせします。
  - 神谷中サブファミリー内の小中学校の児童及び生徒を通じて、全保護者へ配付します。
  - 神谷中サブファミリー内の幼稚園、保育園、児童館へ館内での掲示を依頼します。
  - 神谷地域振興室、赤羽地域振興室、東十条地域振興室、教育委員会事務局教育政策課及び図書館で、どなたでも閲覧ができるようにします。
  - 北区ホームページへ掲載します。
  
- 2 「学校経営検討委員会議事要録」
  - 事務局が「学校経営検討委員会議事要録（案）」を作成し、委員長に確認していただいたうえで、各委員へ送付します。発言者名は公開しません（匿名化）。
  - 神谷地域振興室、赤羽地域振興室、東十条地域振興室、教育委員会事務局教育政策課及び図書館で、どなたでも閲覧ができるようにします。
  - 北区ホームページへ掲載します。
  
- 3 「学校経営検討委員会資料」
  - 神谷地域振興室、赤羽地域振興室、東十条地域振興室及び教育委員会事務局教育政策課で、どなたでも閲覧ができるようにします。
  - 傍聴者へも配付します。

## 学校経営検討委員会の進め方(案)

平成30年8月6日

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
学校経営検討委員会	<b>8月</b> ・委員会設置 ・新築基本計画等検討委員会の進捗状況報告	<b>5月</b> ・校名決定 ・ブロックプラン報告	<b>33年3月</b> ・部会検討結果報告 ・校歌披露	<b>34年3月</b> ・委員会解散	/	
	<b>12月</b> ・部会設置 ・校名等決定の手法について ・ワークショップ検討結果報告 ・カリキュラム検討委員会検討結果報告	<b>32年3月</b> ・部会検討結果報告 ・制服等決定				
校名・校歌・校章部会	・校名検討(1～5月)	・校歌・校章検討決定(32年10月までに)				新校開設
学校運営部会	/	・制服等検討(6～2月) ・学校指定用品検討(6～2月)	・教職員体制検討(6月～2月) ・PTA活動検討(6月～2月) ・地域との連携検討(6月～2月) ・通学区域通学路の安全検討(6月～2月) ・学校開放検討(6月～2月)			

\* 今後の状況に応じて、検討スケジュールを変更する場合があります。



## 2. 設計事務所の選定について

### (1) 選定の日程

4月12日	公募開始
5月7日	公募締切
5月15日	第一段階審査
6月26日	最終審査
8月中旬	契約締結（予定）

### (2) 公募時に示した施設構成

	各諸室	総コマ数	面積 (㎡)
普通教室	普通教室 (4教室×6学年)	24	1,728
	普通教室 (3教室×3学年)	9	648
特別教室等	理科室、図工室、美術室、技術室(金工・木工)、音楽室、家庭科室(調理室・被服室)、和室、ランチルーム(多目的ルーム)、生活科室、図書室、準備室等	32	2,304
	少人数教室、新世代学習空間、児童・生徒会室、児童・生徒更衣室、オープンスペース、その他	/	1,300
特別支援	特別支援学級、特別支援教室	6	432
多目的室	多目的室	6	432
管理諸室	職員室、校長室、事務室、管理室、保健室、カウンセリング室・相談室、会議室、印刷室、放送室等	14.5	1,044
	給食室、配膳室(各階)、教材室、防災備蓄室、防災資機材倉庫、トイレ、職員更衣室、休憩室、その他	/	2,200
放課後子ども総合プラン施設	放課後子ども教室、学童クラブ等	7.5	540
体育館	メインアリーナ・サブアリーナ・武道場	/	1,700
施設規模合計			12,328
全体床面積の約25%を廊下・階段等の共用部分として積算			3,800
総合計			16,128

(注1) 上記にプール本体は含んでいない

(注2) 1コマ = 72㎡として作成